

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
森松工業株式会社	岐阜県本巣市見延 1 4 3 0 - 8	1 - 0 1 5 8 1 1

2 指 名 停 止 措 置 期 間 令和 3 年 2 月 2 7 日～令和 3 年 8 月 2 6 日 (6 か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

森松工業(株)の使用人が、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事において、同市職員から便宜を受けた見返りに現金を手渡したとして、令和 3 年 1 月 2 3 日、贈賄の容疑で逮捕された。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成 2 年常陸太田市告示第 2 1 号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第 2 第 3 号(2)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次の(1)又は(2)に掲げる者が茨城県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) (略) (2) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 9 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111